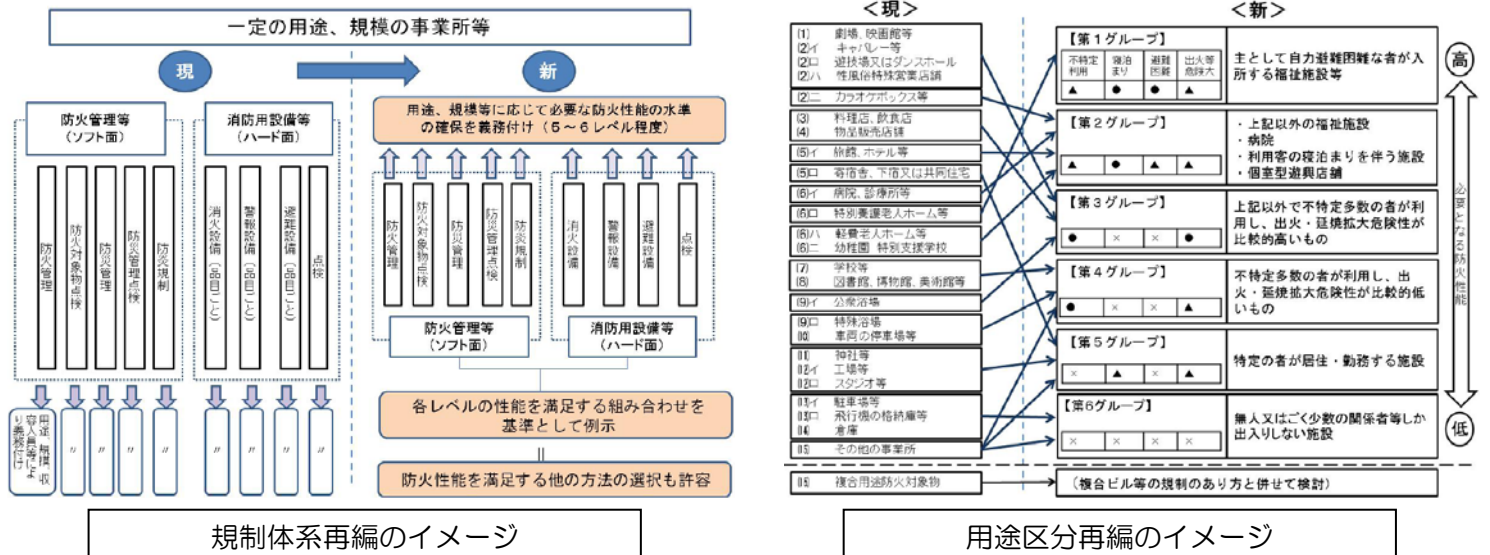


## 火災予防に係る規制体系の再構築（仕様規定⇒性能規定）

昨年12月に、消防庁の『予防行政のあり方に関する検討会』において「今後の火災予防行政の基本的な方向」として火災予防の実効性向上や規制体系の再構築などを提言する報告書がまとめられています。仕様規定の規制から、規模等によりより効果的または合理的に安全性能を達成できるように検討されています。今月号では、その内容についてご報告します。詳細については、消防庁ホームページ「予防行政のあり方に関する検討会」をご参照ください。



### 【現 状】

消防法令の改正が重ねられ、火災予防行政の強化が図られてきた結果、近年では大規模な事業所における大火災の発生は見られなくなった。しかし、雑居ビル内の飲食店等の比較的小規模な事業所やグループホームなどの小規模福祉施設といった小規模事業所等で多くの死傷者を伴う火災の発生が目立っている。また、高齢化の進展等に伴い、一般住宅での火災による死者が高齢者を中心に増加している傾向にある。

現在の消防法令は、建築物等の用途や規模に着目して、火災予防のためのハード面・ソフト面の対策を個別・並列的に詳細にわたって義務付ける形となっているが、過去の大火災の発生ごとに新たな点検制度等を積み重ねてきた結果、規制体系の複雑化も進んでいる。このため、施設ごとに求められる防火安全性の水準を改めて整理することを軸に、規制体系を再構築することにより、新技術の活用を含め、必要な防火性能を満たすより多様な手法の選択を容認するとともに、新しい形態の事業所等に適用されるべき火災予防対策についてより柔軟に対応できる体系としていく必要性が指摘されている。

### 【検討結果】

(1)火災予防の実効性向上 雑居ビル内、グループホームなどの小規模福祉施設といった小規模事業所等を中心に、火災予防の実効性向上を図るためには、次のとおり制度改正等の措置を講じる必要がある。

- ア. 事業所等の管理開始届出の法定と防火に係る自己診断の導入
- イ. 複合ビル等の防火管理・責任体制の明確化
- ウ. 製品火災に係る原因調査の充実

(2)火災予防に係る規制体系の再構築 消防法令に規定されたソフト面・ハード面の各種の対策はそれ自身が「目的」ではなく、各種建築物等に必要な防火性能を確保するという「目的」を達成するための「手段」に過ぎないという考え方に立って、次のように規制体系の再構築を図るべき。

#### ア. 規制体系の再編

用途区分を防火・防災の観点から特性に応じて再編・大きくくり化しつつ、防火・防災上必要とされる安全性能の水準を規模等に応じて整理する。それを達成するための手段として、現行消防法令で義務付けられている各種対策とともに、必要とされる性能を満足する他の方法の選択も可能となる仕組みとすべきである。各事業所等が各々の実態に応じ、より効果的又は合理的な手法により防火対策を講じることに道を開くことができる。

#### イ. 規制体系の再編に伴う性能評価システムの整備

#### ウ. 小規模事業所等及び大規模・高層建築物等の防火安全対策の見直し

現行の仕様規定を中心とした規制の枠組みの下で、実態に応じて必要と考えられる防火・防災対策と現行の規制内容との間にミスマッチを生じているとの指摘があり、規制体系の再構築にあわせて、規制体系の整序や特例的な取扱いができる仕組みの構築等の措置を講じる必要がある。



## 業界初、消火器でCO<sub>2</sub>の“見える化”を実現

《カーボンフットプリント》を表示した消火器が世の中へ



(株)初田製作所では他社に先駆けて 2009 年より「CFP (カーボンフットプリン)」の導入を進めており、単独でPCR※1 策定に参画し、CO<sub>2</sub> 排出量の算定を経て、2011 年 2 月 24 日、「CFPマーク」の使用を業界トップで許諾され、CFP が表示された消火器を出荷しています。

消火器へCO<sub>2</sub> 排出量を表示し、より一層の環境への関心を高めていただくことで、低炭素社会構築の一助になることを確信しております。

◆対象商品：蓄圧式粉末消火器にて「CV-BA02-001」(検証番号)を取得



「CFP」とは、商品の原材料調達から流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでライフサイクルのすべての段階で発生するCO<sub>2</sub> 排出量を商品に表示するものです。

※1 「PCR」とは、Product Category Rule の略になります。商品ごと(消火器)のCO<sub>2</sub> 排出量を算定するための基準を表します。

